2　第２回弁済

別表11―1の一般更生債権に対する第２回目の弁済は、更生会社が保有する現預金及びその他の資産の売得金及び売掛金又は貸付金の回収金から、共益債権の支払いも含めた更生会社の更生手続及び清算手続に必要と見込まれる一切の費用を控除した金額を弁済原資とし、当該弁済原資を第２回更生債権弁済日の更生債権残高（売却更生担保物件の被担保債権以外については、確定更生債権額から、開始後利息損害金及び第１回弁済金額を控除した金額をいう。売却更生担保物件の被担保債権については、被担保債権額から、開始後利息損害金、第１回弁済金額及び第２節第１款第２の定めによる弁済額若しくは代物弁済額又は第２節第３款の定めによる弁済額を控除した金額をいう。以下同様。）に応じて按分した金額について、第２回更生債権弁済日に一括弁済（以下「第２回弁済金額」という。）し、残額の全てにつき免除を受ける。

第３　敷金債権について

別表11―２の敷金債権については、更生会社との賃貸借契約が終了して更生会社が賃貸目的物の明渡しを受けた場合に、賃貸借契約に定める債務を充当した後の残額（なお、敷金債権の充当については、まず共益債権化されていない部分に債務を充当し、その後に共益債権化されている部分に債務を充当する。）を弁済対象更生債権額として、上記第２の定めを適用する。

この場合、前記第２、１の第１回目の弁済日は、賃貸目的物の明渡しが完了した日から１か月を経過する日と第１回更生債権弁済日とのいずれか遅い日とする。

なお、賃貸借契約の目的不動産が譲渡された場合、譲渡時までに終了していない賃貸借契約に関する敷金債権は、譲渡時の更生会社に対する債務を充当した残額について、買主に当然かつ免責的に承継される。

第５節　弁済・納付に関するその他の事項

第１　弁済の場所等

本更生計画による弁済は、弁済時における更生会社の本店において行う。ただし、更生担保権者、更生債権者が預金口座を指定しその口座への振込みを求めた場合には、更生会社の振込手数料負担において、債権者の指定する口座に円貨を振り込む方法で行う。

公租公課の納付は、徴収権者の指定する場所において行う。

弁済日が、銀行休業日である場合は、翌営業日に弁済を行う。

第２　放棄又は取下げの取扱い

更生計画認可決定確定日までに、確定した更生担保権又は更生債権の一部の放棄・取下げがあったときは、放棄又は取下後の債権額に基づいて本章の基準を適用し、その結果算出した金額を弁済額とする。

第３　債権譲渡等の取扱い

更生手続開始後に更生担保権、更生債権が一部譲渡又は一部移転された場合は、更生手続開始時点の債権額を基準として権利の変更の定め及び弁済方法の定めを適用し、一部譲渡後又は一部移転後の債権額に応じて按分して弁済し、同じく按分して債務の免除を負担する。

第４　免除の効力発生日

更生債権等に対する免除は、第２回更生債権弁済日にその効力を生ずる。

第５　端数の処理

本章記載の基準による更生担保権者又は更生債権者への弁済額の算出にあたっては、１円未満の端数は、切り上げる。

第６　充当の順序

弁済する更生担保権又は更生債権の中に利息、損害金を含む場合の充当順序は、別に定めのない限り、元本、利息、損害金の順とし、また、別に定めのない限り、いずれの場合も、同じ性質の債権については発生の古いものから順次充当する。

第４章　担保権等の措置

第１節　担保権等の処理

第１　存続する担保権

１　不動産に係る担保権

⑴　別表12「存続する担保権一覧表（不動産）」に記載の不動産に係る担保権（共同担保関係は、別表14「担保権の目的の一覧表（不動産）」記載の物件通称が同一である限り存続するものとする。）は、更生計画認可決定日以後も、別表12「存続する担保権一覧表（不動産）」の「新しい債権額」欄記載の額の限度で従前の順位により存続し、同表の根抵当権が担保すべき元本は、更生計画認可決定によって同欄記載の額に確定する。

⑵　別表12「存続する担保権一覧表（不動産）」に記載の不動産に係る担保権は、裁判所が当該物件の売却の許可をしたときに消滅する。消滅する担保権の担保権者は、裁判所が当該物件の売却を許可し、管財人が許可の事実を更生担保権者に通知した日から２週間以内に、当該担保権の抹消登記に必要な一切の書類を交付する。ただし、管財人は、当該担保権抹消の登記手続を、本更生計画及び当該物件の売却にかかる裁判所の許可証明書を原因証書として、不動産登記法第63条第１項により単独申請にて行うこともできる。

２　リースに係る担保権

⑴　別表13「存続する担保権一覧表（リース）」に記載のリースに係る担保権は、更生計画認可決定日以後も、同表の「新しい債権額」欄記載の額で存続する。

⑵　別表13「存続する担保権一覧表（リース）」に記載のリースに係る担保権は、第３章第２節第２款の定めに基づき弁済が完了するときに消滅する。更生会社は、リース期間が満了するまでリースに係る担保権の目的物（以下「リース物件」という。）の使用を継続することができる。

なお、弁済が完了した以降、管財人（更生手続の終結後は更生会社。以下、本項において同じ。）は、当該担保権者に対して、当該目的物の所有権放棄を求めるか、当該担保権者の責任と費用負担（リース物件を設置する前の原状に回復する費用を含む。）において当該リース物件を引き上げることを求めることができる。

管財人が当該担保権者に対してリース物件の所有権の放棄を求めようとするときは、管財人は書面で当該担保権者に請求することとし、書面の発信から１か月以内に当該担保権者から不同意の意思表示がなされないときは、当該担保権者は同意したものとみなす。リース物件について当該担保権者の所有権の放棄がなされないときは、当該リース物件の所有権者は、管財人の請求に従い、その責任と費用負担（リース物件を設置する前の原状に回復する費用を含む。）において当該リース物件を引き上げなければならない。

第２　存続しない担保権

１　前記第１に掲げる担保権以外の担保権（以下「存続しない担保権」という。）は、更生計画認可決定の時に消滅する。

２　存続しない担保権の担保権者は、管財人が書面により要請した日から２週間以内に、当該担保権の抹消登記に必要な一切の書類を交付する。ただし、管財人は、存続しない担保権の設定登記の抹消登記手続を、本更生計画を原因証書として不動産登記法第63条第１項により単独申請にて行うこともできる。

第３　火災保険

１　更生会社が更生担保物件たる建物を目的として更生計画認可決定時に締結している火災保険契約があるときは、同火災保険契約は、保険期間満了後も順次更新し、その火災保険金請求権に質権（以下、「保険金質権」という。）を取得している担保権者のうち、前記建物を目的とする更生担保権を有する者に対しては、更新の都度、同一内容の質権を設定する。

２　前記１記載の保険金質権は、火災保険契約の目的たる建物を目的とする更生担保権者の担保権が消滅したときに消滅する。

第２節　登記等の費用

本章による登記手続に要する登録免許税等の費用は原則として更生会社が負担する。ただし、担保売却等費用については、第３章第２節第１款第２の定めが優先する。

第明治三十二種郵便物認可　三十一年三月